飼料用米の生産に初めて取り組む皆様へ

~ よくある疑問にお答えします ~

Ver. 4

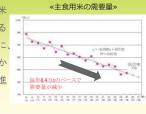
平成27年4月農林水産省

その① 飼料用米への支援はこれからも続くのか。

新たに飼料用米の作付けを検討しているが、飼料用 米への支援がいつまで続くのか不安だ。 新たな食料・農業・農村基本計画(平成27年 3月31日閣議決定)において、飼料用米等の生産 拡大を位置づけ(平成37年の生産努力目標110万 トン)、その確実な達成に向けて、水田活用の直 接支払交付金など必要な支援を行うこととしてお ります。



【補 足】我が国においては、主食用米の需要が毎年8万トンずつ減少している中、需要に応じた生産を進めるとともに、水田のフル活用を図るため、主食用米から需要のある飼料用米などへの転換を進めていく必要があります。



【食料・農業・農村基本計画】 ・食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定

・食料・農業・農村基本法(平成日年 / 月制定)に基つさ策定 ・今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン



▶目次

1	飼料用米への支援はこれからも続くのか。・・・・・・・・・・・・1
2	新たに飼料用米に取り組む場合に必要な手続を教えてほしい。・・・・・・・2
3	飼料用米の生産に取り組みたいが、売り先はどうやって確保したら良いのか。・・・3
4	保管場所等が新たに必要となるが、使える支援は何かないのか。・・・・・・4
(5)	飼料用米にも農産物検査が必要になると聞いたが、どこで受ければ良いのか。・・・5
6	飼料用米を検査するための規格がどうなっているのか教えてほしい。・・・・・・6
7	数量払いに対応して収量を上げたいのだが、多収性専用品種の種籾はどこで 手に入れれば良いのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・7
8	多収性専用品種を作付けすると主食用品種への混入が気になるが、どうしたら 良いのか。・・・・・・・・・・・・8
9	飼料用米の集荷業者等が生産者に請求する手数料は、どのように決めたら良い のか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

その② 新たに飼料用米に取り組む場合に必要な手続きを教えてほしい。

新たに飼料用米に取り組 みたいが、どんな手続が必 要になるのかな。 飼料用米に取り組む場合、「新規需要米取組計画書」を生産年の6月30日までに地方農 政局又は地域センターへ提出していただくと 助成が受けられます。



【補 足】「新規需要米取組計画書」は、需要に応じた生産や主食用途への流通防止のために作成いただくものです。

- 計画書の様式は、以下のHPからダウンロードできます。
 需要に応じた米生産の推進に関する要領 > 「新規需要米関係」> 取組計画申請関係
 http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/
- ▶ また、地域協議会、地方農政局、地域センターでも様式を配布しています。
- ▶ 必要な手続等について詳しく知りたい方は、お近くの地方農政局、地域センター にお問い合わせください。



飼料用米の生産に取り組みた いが、売り先はどうやって確保 したら良いのかな。どこかで斡 旋してくれたらなぁ。

各地域で安心して飼料用米にお取り組みいただけるよう 現在、国・都道府県・地域農業再生協議会が連携し、稲作農 家と畜産農家とのマッチング活動を進めております。

* 飼料用米の利用要望のある畜産農家の情報を知りたい方は、

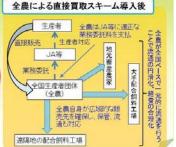
お近くの地域再生 協議会、都道府県、地方農政局、地域センターにお問い合わせください。

また、全農においては、27年産の飼料用米について、60 万トンの目標を掲げ、直接、生産者から飼料用米を買い取り、 自ら保管・流通・販売するスキームを創設する方針であり、 飼料用米の拡大に取り組む上での課題解決に向けて大きく前 進するものと考えています。



全農による飼料用米の直接買取りスキーム







保管場所等が新たに必要となるが、使える支援はないのか。

飼料用米の保管場所が新 たに必要になるが、使える 支援はないのかな。

農林水産省では、米の産地が利用するカント <u>リーエレベーター</u>や、畜産農家が利用する<u>飼料</u> 用米の粉砕機・タンク等の導入などに対する支 援を行っています。

なお、新たな投資を最小限にするためには、 地域内で空いている既存施設を有効に活用する ことも重要です。

【補 足】飼料用米の保管等のための施設整備に対する支援

○強い農業づくり交付金(26補正:176億円の内数、27予算:231億円の内数)



○攻めの農業実践緊急対策(25補正:350億円)

既存の野草集出荷場を

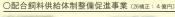
再編し、飼料用米保管 施設へ転換



○飼料用米の利用拡大に向 けた畜産機械リース事業









(ラ出荷族設導入



受入、保管、加工施設等の

詳しくは、お近くの地方農政局、地域センターへお問い合わせください。



飼料用米にも農産物検査 が必要になると聞いたが、 どこで受ければ良いのかな。

農産物検査は、登録検査機関が設定する検査場所で 行います。

検査場所の設定に際しては、効率的な検査ができるよ

また、農林水産省では、飼料用米を検査するための簡 素な規格を制定しました。

う、関係者で話し合うことが重要です。

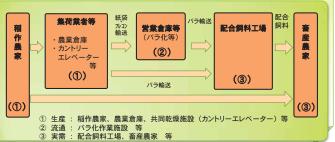
- 飼料用米の数量確認は**農産物検査の枠組み**で行います。
- 飼料用米の検査場所は、登録検査機関が事前に設定した、

①生産、②流通、③実需 のいずれかの施設となります。

あらかじめ生産者、集荷業者、実需者や登録検査機関との間で検査場所

の相談を行って下さい。







その⑥ 飼料用米を検査するための規格がどうなっているのか教えてほしい。

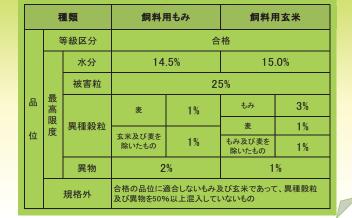
飼料用米を検査するための簡 素な規格が制定されたと聞いた が、その内容はどうなっている のかな。

農林水産省では、飼料用米の生産・流通・利用の 実態を踏まえ、

- ●銘柄(産地・品種)は設定しない
- ●等級区分は「合格」、「規格外」の2区分とする
- ●被害粒は「発芽粒」、「病害粒」、「芽くされ粒」に 限定する

などの簡素な規格を制定しました。

飼料用米の農産物検査規格







その⑦ 数量払いに対応して収量を上げたいが、多収性専用品種の種籾はどこで手に入れればいいのか。

数量払いに対応して収量 を上げたいんだが、多収性 専用品種の種籾はどこで手 に入るのかな。

飼料用米の多収性専用品種の種子については、 都道府県が需要を把握して供給しているほか、不 足する分について、主に (一社) 日本草地畜産種

子協会が補完的に供給しています。

多収件専用品種での生産に取り組もうとお考えの

場合は、都道府県の農産担当課にご相談ください。



【補 足】

- ▶ 多収性専用品種導入のメリットを活かすためには、①地域に合った品種の 導入、②品種に合った栽培方法の確立、③生産ほ場の団地化等が必要です。
- ▶ このため、まずは実証栽培等で多収性専用品種に取り組みながら、作り慣れ た主食用品種の肥培管理等を工夫し、収量を上げることも有効です。





その⑧ 多収性専用品種を作付けすると主食用品種への混入が気になるが、 どうしたら良いのか。

多収性専用品種を作付 けすると、主食用品種に 混入しないか心配だな。

主食用品種への混入を防止するためには、ほ場の

準備から収穫、乾燥・調製まで、様々な段階で混入防 止策を組み合わせることが有効です。

多収性専用品種による飼料用米の栽培方法や混入

防止対策については最寄りの普及指導センターの技術

指導をご活用いただけます。



【補 足】

農林水産省では、飼料用米の多収性専用品種の栽培上の 留意点や混入防止対策等を整理した「飼料用米の多収性専用 品種に取り組むに当たって一多収性専用品種の栽培マニュアル」 を発行し、都道府県に配布しております。









その⑨ 飼料用米の集荷業者等が生産者に請求する手数料は、どのように決めたら良いのか。

飼料用米の集荷業者等 が生産者に請求する手数 料は、どのように決めた ら良いのかな。

飼料用米の集荷業者等が生産者に請求する 手数料については、人件費や事務費などの飼料 用米の販売事業に要する経費等を総合的に勘案 して、集荷業者等として適切な価格を設定する ことが基本です。

【補 足】

- ▶ 飼料用米の取組の持続性に鑑みれば、集荷業者等から生産者に対して、十分 説明を行い、生産者の理解を得た上で手数料を設定することが重要です。
- ▶ なお、飼料用米の生産者に対しては、水田活用の直接支払交付金による助成が 措置されているところですが、交付金単価については、乾燥調製・保管や販売等 にかかる一般的な経費を勘案して設定しており、手数料については、このことも 踏まえ、設定されるものと考えています。

